

仕 様 書

1 件名

若者の地元就職・定着促進のための戦略的プロモーション業務委託

2 業務の目的

高校生や大学生などの学生（特に就職活動前の学生）や第二新卒などの若年者及びUIターン希望者をターゲットに、より具体的に長崎で働くこと・暮らすことをイメージすることや市内企業の認知度向上に繋がるよう、若年者等のニーズにマッチしたプロモーションを実施し、若年者の地元就職・定着を促進するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 履行場所

発注者が指定する場所

5 背景

本市では、人口減少が進んでおり、その中でも特に10代・20代の若者の転出超過が続いている状況であることから、めざすべき姿として「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を掲げ、その実現に向けた施策を重点的に進めており、その一環として、若年者の地元就職・定着の促進を目的に、市内企業や長崎で働く魅力の情報発信に取り組んでいる。

業務の主なターゲット層（下記「6 ターゲット」参照）に対する情報発信について、県内大学に通う学生に対しては、各大学の就職支援担当者との関係も一定構築できているほか、県との連携等により、一定リーチできていると考えているものの、「長崎は企業が少ない」や「長崎は賃金が安く、家賃が高い」といった意見が依然聞かれることから、まだまだ長崎で暮らすこと・働くことに関してポジティブなイメージを持っている学生が少なく、学生における市内企業の知名度も高くないと感じられる。

また、県外大学に通う学生に対しては、特に県内高校からの進学者が多い福岡県内の大学への定期的な訪問や情報提供のほか、県が福岡市内に設置する「ながさきUIターン就職支援センター（※）」との連携により、情報を発信しているものの、学生や大学担当者からは「長崎の企業情報が少ない」や「福岡は全国から情報が集まるため埋もれてしまう」といった意見が多く聞かれ、実感としても、県内の学生に比べリーチできていないと感じている。

このことから、より魅力的かつ訴求力の高いプロモーションを行うため、令和6年度までの取り組みを一部継続しつつ、より学生へのリーチ力を高めるとともに、具体的に長崎で暮らすこと・働くことをイメージすることに繋がるプロモーションを行う必要がある。

※ 福岡県内の大学等を定期的に訪問し、各校就職支援担当者との関係構築及び情報共有を行うとともに、学内での個別相談会や交流イベント等を実施しており、そういった機会でも本市が取り組んでいる事業についても学生に周知いただいている。

6 ターゲット

- (1) 長崎市での就職が選択肢になる18歳～24歳程度の学生や第二新卒などの若年者
- (2) 長崎市へのUIJターン就職を希望している者

7 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、各業務の詳細な内容については、発注者と協議のうえ、決定すること。

また、イベント等で発生する施設利用料等の経費についても、受注者にて負担すること。

(1) プロモーションの戦略立案

本市の情報発信媒体とこれまでの発信の仕方(別紙参考)、また、ターゲットとなる学生の就職活動とを理解し、従来のプロモーション課題に対する改善策を提示するとともに、戦略を立案すること。

なお、プロモーション全体の名称及びコンセプトは以下のとおりとし、新たなコンセプトを提示しないこと。

名称	就活シェア
コンセプト	長崎で暮らす・働くリアルな情報を若者世代へシェアするとともに、若者自体がシェアしたくなるような長崎の魅力を訴求する

(2) 情報発信

前述のプロモーション戦略に基づき、ターゲットに訴求する投稿内容と投稿頻度等を勘案したうえで、業務を行うこと。

なお、本市に著作権の帰属するコンテンツを再利用することも可とし、本市の企業紹介サイト「NAGASAKI WORK STYLE」や、県内企業の求人サイトでもある「エヌナビ新卒」との連動性を意識して業務を行うとともに、本市が主催・共催するイベントの告知等も行うこと。

ア SNS、YouTubeアカウントの運用

Instagram、X又はYouTubeの運用を行うこと。

また、新たにTiktokアカウントを開設し、運用すること。

なお、運用にあたっては、本市が所有するアカウントを使用することとし、別紙「長崎市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン」を遵守すること。

【アカウント】

Instagram https://www.instagram.com/shukatsu_sharel/

X https://x.com/shukatsu_sharel

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UCvdqh71ME53Ty37I4mgi2Fg>

(ア) 投稿内容

- ・「長崎での暮らし」や「働く魅力」
- ・「学生の就活に役立つ情報」

(イ) 投稿頻度

週1回以上

イ 企業紹介を目的とした動画制作及びインタビュー記事制作

市内企業の取材を行い、取材企業の情報を発信するための動画制作及びインタビュー記事を作成すること。

特に、取材した企業とそこで働く人にフォーカスするとともに、企業の強みをPRできるようにすること。

なお、取材企業については、本市と協議の上、選定するものとする。

取材企業数：12社／年以上

ウ ホームページの更新

上記(2)イで取材した企業情報を掲載する際は、ホームページを更新すること。

また、ホームページの更新が必要になった場合は、適宜、更新を行うこと。

【WEBページ】

就活シェア <https://www.city.nagasaki.lg.jp/contents/shukatsu-share/>

(3) 自由提案

その他、上記2の業務目的を達成するために効果的なプロモーションや上記(2)の業務を周知するためのPR手法を提案すること。

なお、本自由提案については予算の範囲内で提案することとし、予算の範囲を超える提案については、審査の対象としないものとする。

【自由提案にあたっての留意事項】

- ・ 提案にあたっては、学生の思考やニーズにマッチした訴求力の高いものであるとともに、ターゲット間での認知度向上や情報の拡散につながる事が期待できる話題性や新規性、独創性の高いものとなるよう、提案事業者のノウハウや知識、経験のほか、学生やプロモーションに精通した専門家、インフルエンサー等の意見を取り入れるなど、創意工夫を行うこと。
- ・ コンテンツやコンセプト、内容等について、統計資料や各種アンケート調査、提案者の業務経験等の根拠に基づく提案とすること。
- ・ 提案者が所有する媒体やメディア等との連動、活用を行う提案も可とする。

8 成果指標

上記7の業務毎の目標値（各プロモーションの開始から令和8年3月20日までの期間で到達を目指す数値）について、理由や根拠とともに提案すること。

なお、目標値に達しない場合であっても、誠実な履行が認められない場合を除き、受託者に不利益はないものとする。

9 成果品

業務で制作した全ての成果品については、各データ完成後1か月以内に電子データで提出すること。

なお、各データのファイル形式は本市との協議により決定する。

10 実施報告及び実績報告

(1) 実施報告

各業務の実施状況やターゲット層へのアプローチ状況等について、分析を行い、その分析結果や課題及び今後の対応などについて、1か月に1回本市へ報告すること。

(2) 実績報告

業務完了後、実績報告書（業務の実績及び成果検証結果等をまとめたもの）を作成し、令和8年3月25日（水）までに本市へ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は本市との協議により決定する。

11 実施体制

業務の実施にあたっては、必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。また、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

12 全体に係る注意事項

(1) 業務の再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承諾を得なければならない。

ア 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

(2) 著作権等

ア 本業務の実施にあたり制作した成果品のすべての所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は長崎市に帰属し、長崎市の承諾なしに使用又は公表してはならない。

イ 受託者は著作者人格権を行使しない。

ウ 成果品について、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(3) 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(6) 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、検査に合格した場合に請求することができる。

(7) その他

仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。